

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月26日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第45号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成5年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
1 2時間を超える場合の使用料			1 2時間を超える場合の使用料		
利用時間	単位	使用料の額	利用時間	単位	使用料の額
6時間以内	略		5時間以内	1台につき1時間までごと	150円
<u>6時間を超え24時間以内</u>	1台	<u>900円</u>	<u>5時間を超え24時間以内</u>	1台	<u>800円</u>
備考			備考		
1 24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき駐車時間24時間ごとに900円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。			1 24時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき駐車時間24時間ごとに800円とし、当該駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とする。		
2 前項の規定にかかわらず、72時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき、当該72時間を超える駐車時間が24時間未満であるときは2,700円に当該72時間を超える駐車時間についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とし、当該72時間を超える駐車時間が24時間以上であるときは2,700円に当該72時間を超える駐車時間24時間ごとに800円を加えた額（当該72時間を超える駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数について同表を適用して得た使用料を更に加えた額）とする。これらの場合において、同表中「6時間」とあるのは「5時間」と、「900円」とあるのは「800円」と読み替えるものとする。			2 前項の規定にかかわらず、72時間を超えて利用する場合の使用料の額は、1台につき、当該72時間を超える駐車時間が24時間未満であるときは2,400円に当該72時間を超える駐車時間についてこの表を適用して得た使用料を加えた額とし、当該72時間を超える駐車時間が24時間以上であるときは2,400円に当該72時間を超える駐車時間24時間ごとに700円を加えた額（当該72時間を超える駐車時間に24時間未満の端数があるときは、当該端数について同表を適用して得た使用料を更に加えた額）とする。これらの場合において、同表中「5時間」とあるのは「4時間」と、「800円」とあるのは「700円」と読み替えるものとする。		
2 略			2 略		

附 則

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の1の表の規定は、令和6年10月1日以後に徴収すべき同表の使用料の額について適用する。